様式第十六号の八（裏面）注意３中「平均賃金の算定基礎期間中」を「⑥には、平均賃金の算定基礎期間中」に、「⑥に記載すること」を「記載すること（様式第16号の６の別紙に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。）」に改め、同４中「⑦には」を「⑦には、」に改め、「記載すること」の下に「（様式第16号の６の別紙に内訳を記載し添付すること。ただし、既に提出されている場合を除く。）」を加え、同５を削り、同４を同５とし、同３を同４とし、同２の次に次のように加える。

３．　③の死亡労働者の「所属事業場名称・所在地」欄には、死亡労働者が直接所属していた事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、死亡労働者が直接所属していた支店、工事現場等を記載すること。

様式第十六号の八（裏面）注意６⑴中「①」の下に「及び④並びに⑧の別紙」を加え、同⑶中「⑧の別紙は付する必要がなく、また、」を削り、「証明は」を「証明を」に改め、同７⑶の次に次のように加える。

⑷　事業主の証明を受ける必要がないこと。

様式第十六号の八（裏面）注意８中「⑨から⑫までの欄」を「⑨から⑫まで」に改め、同９⑵及び同⑶中「死亡した労働者」を「死亡労働者」に改め、同11中「できる」を「できること」に改め、同11の次に次のように加える。

12.　「個人番号」の欄については、請求人（申請人）の個人番号を記載すること。

13.　本件手続を社会保険労務士に委託する場合は、「請求人（申請人）の氏名」欄の下の□にレ点を記入すること。